

京都市告示第 304 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成17年8月31日

京都市長 榎本頼兼

医療機関指定（診療所・歯科・薬局）

名 称	所 在 地	指定年月日
真理子こころのクリニック	中京区烏丸通姉小路下ル場之町599番地 CUBE OIKE 2階	平成17年5月1日
川口医院	中京区壬生相合町1番地	平成17年7月1日
(医) 優和会 宮元産婦人科医院	右京区西院四条畑町1番地11	平成17年7月1日
(医) 社団京健会 中村クリニック	東山区松原通大和太路東入弓矢町48・49合地	平成17年7月1日
(医) 仁映会 浅本内科医院	伏見区深草掘田町1番地	平成17年7月1日
六角井上歯科クリニック	中京区東洞院通六角上ル三文字町225番地 朝陽ビル3F	平成17年5月1日
安田歯科医院	中京区御幸町通御池上ル亀屋町375番地1	平成17年8月1日
ジャスコ京都五条店薬局	右京区西院追分町25番地1	平成17年6月13日
きさらぎ薬局	伏見区羽東師志水町128番地1 マンションフジⅡ 1A	平成17年7月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)